

評価基準の判断目安について

【年度評価の小項目評価における評価基準及びその判断目安等】

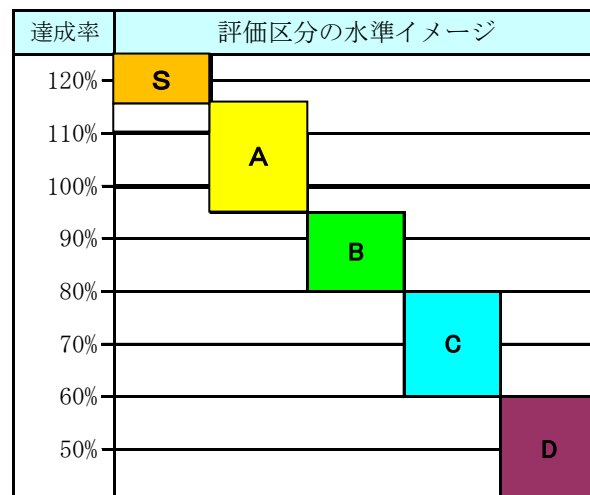
区 分		判断目安等
S	年度計画を大幅に上回って達成している。	年度計画を上回る実績・成果をあげている項目のうち次に掲げる条件に該当する項目 ・ 数値目標が定められている項目について、目標の水準を大幅に上回る実績・成果をあげている ・ 実績・成果が卓越した水準にある ・ 県民の新たなニーズに迅速に対応した取組により高い実績・満足度を実現している ・ 上記の各項目に準ずる実績・成果をあげている
A	年度計画を達成している。	年度計画に記載された事項をほぼ100%計画どおり実施している項目
B	年度計画を概ね達成している。	年度計画に記載された事項を80%程度以上計画どおり実施している項目
C	年度計画を下回っており改善の余地がある。	年度計画に記載された事項を80%程度未満しか達成できず（達成度が概ね60%～80%未満）、実績・成果が計画を下回っている項目で、D区分には該当しない項目
D	年度計画を大幅に下回っており大幅な改善が必要である。	年度計画に記載された事項を60%程度未満しか達成できず、実績・成果が計画を下回っている項目 または次に掲げる条件に該当する項目 ・ 数値目標が定められている項目で、実績・成果が目標の水準を大幅に下回っている ・ 提供すべきサービス、財務内容、その他業務運営に重大な瑕疵がある ・ 実績・成果が上記の各項目に準ずる水準に止まっている

<備考>

・ 上記の判断目安等は、あくまで目安であり、実際の各項目の評価にあたっては、事項の進捗状況・成果を、業務実績の検証を踏まえ総合的に判断する。

・ 県が行う年度評価については、法人の自己評価及び目標設定の妥当性を総合的に検証して評価を行う。

※ また、右図のイメージ図は、数値目標が定められている場合を例とした評価区分の水準のイメージであり、機械的に評定することを意図するものではない。



【年度評価の大項目評価における評価基準及びその判断目安等】

大項目中の小項目評価について次のとおり数値化する。

S = 5 A = 4 B = 3 C = 2 D = 1

区 分		判断目安等
S	中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある。	小項目の平均値が4.5以上 ※大項目の「住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」については、倍率（下記参照）を反映後の平均値。以下同じ。
A	中期計画の達成に向けて順調な進捗状況にある。	小項目の平均値が3.5以上～4.5未満
B	中期計画の達成に向けて概ね順調な進捗状況にある。	小項目の平均値が2.5以上～3.5未満
C	中期計画の達成のためには進捗がやや遅れている。	小項目の平均値が 1.5以上～2.5未満
D	中期計画の達成のためには進捗が著しく遅れており、重大な改善事項がある。	小項目の平均値が1.5未満

<備考>

上記の判断目安等は、あくまで目安であり、実際の各項目の評価にあたっては、事項の進捗状況・成果を、業務実績の検証を踏まえ総合的に判断する。

なお、[住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上]の評価にあたっては、重視する取組（評価実施基準3(2)ウを参照）を評価に反映させるため、「研究開発」「技術支援」「事業化支援」の取組が「人材育成」「連携交流」の取組の2倍のウェイトを持つように数値化にあたり倍率を掛けるものとする。

取組	小項目数	倍率	ウェイト
1 新技術や新製品の開発を促進する研究開発 ★	1	8倍	8
2 県内企業が直面する技術的課題を解決する技術支援 ★	4	2倍	8
3 県内企業による製品開発や商品化を促進する事業化支援 ★	4	2倍	8
4 県内企業の技術力の底上げなどを図る人材育成	2	2倍	4
5 技術面を中心とした大学、研究機関、県内企業等の連携交流	4	1倍	4

★＝重視する項目。